

### 3 賃金制度

#### (1) 時間外労働の割増賃金率

時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業割合は82.0%（前年83.4%）となっており、そのうち、時間外労働の割増賃金率を「25%」とする企業割合は93.5%（同94.0%）、「26%以上」とする企業割合は6.5%（同5.8%）となっている。

時間外労働の割増賃金率を「26%以上」とする企業割合を企業規模別にみると、1,000人以上が25.9%（同26.5%）、300～999人が17.9%（同16.3%）、100～299人が8.9%（同8.3%）、30～99人が4.1%（同3.5%）となっている。（第15表）

**第15表 時間外労働の割増賃金率の定めの有無、定め方、割増賃金率階級別企業割合**

（単位：％）

年・企業規模	全企業	時間外労働の割増賃金率の定め						
		定めている	時間外労働の割増賃金率の定め方				時間外労働時間数等に応じて異なる率を定めている	定めていない
			一律に定めている <sup>注)</sup>	時間外労働の割増賃金率				
				25%	26%以上			
平成26年	100.0	89.7	82.0 (100.0)	( 93.5)	( 6.5)	7.8	10.3	
25	100.0	89.9	83.4 (100.0)	( 94.0)	( 5.8)	6.5	10.1	
24	100.0	92.6	84.6 (100.0)	( 93.5)	( 6.1)	7.9	7.4	
1,000人以上	100.0	96.7	81.8 (100.0)	( 74.1)	( 25.9)	14.9	3.3	
300～999人	100.0	97.3	89.2 (100.0)	( 82.1)	( 17.9)	8.2	2.7	
100～299人	100.0	93.8	86.0 (100.0)	( 91.1)	( 8.9)	7.8	6.2	
30～99人	100.0	87.8	80.2 (100.0)	( 95.9)	( 4.1)	7.5	12.2	

注：（ ）内の数値は、時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業を100とした割合である。

#### (2) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率及び代替休暇制度

時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は29.3%（前年25.3%）となっており、そのうち、時間外労働の割増賃金率を「25～49%」とする企業割合は45.7%（同46.8%）、「50%以上」とする企業割合は54.0%（同52.8%）となっている。

1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業のうち、割増賃金の支払いに代えて有給の休暇を付与する代替休暇制度がある企業割合は27.0%（同27.4%）、代替休暇制度がない企業割合は73.0%（同72.6%）となっている。（第16表）

**第16表 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定めの有無、割増賃金率階級、代替休暇制度の有無別企業割合**

（単位：％）

年・企業規模	時間外労働の割増賃金率を定めている企業 <sup>1)</sup>	1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定め						定めていない
		定めている <sup>2)</sup>	1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率		代替休暇制度			
			25～49%	50%以上	制度あり	制度なし		
平成26年	[ 89.7]	100.0	29.3 (100.0)	( 45.7)	( 54.0)	( 27.0)	( 73.0)	70.7
25	[ 89.9]	100.0	25.3 (100.0)	( 46.8)	( 52.8)	( 27.4)	( 72.6)	74.7
24	[ 92.6]	100.0	23.4 (100.0)	( 35.7)	( 64.1)	( 27.8)	( 72.2)	76.6
1,000人以上	[ 96.7]	100.0	86.8 (100.0)	( 11.7)	( 88.3)	( 17.1)	( 82.9)	13.2
300～999人	[ 97.3]	100.0	66.2 (100.0)	( 21.1)	( 78.9)	( 19.5)	( 80.5)	33.8
100～299人	[ 93.8]	100.0	35.7 (100.0)	( 41.3)	( 58.7)	( 25.6)	( 74.4)	64.3
30～99人	[ 87.8]	100.0	22.2 (100.0)	( 58.9)	( 40.5)	( 31.0)	( 69.0)	77.8

注:1) [ ]内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。

2) ( )内の数値は、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を「定めている」企業を100とした割合である。

### (3) 賃金形態

賃金形態（複数回答）別に採用企業割合をみると、「定額制」は99.2%（前回平成22年99.4%）となっており、その内容をみると、「月給」が94.0%（同94.1%）と最も多く、次いで「時間給」21.7%（同23.5%）、「日給」16.2%（同18.5%）、「年俸制」9.5%（同13.4%）となっている（第17表）。

第17表 賃金形態<sup>1)</sup>別企業割合

(単位：%)

年・企業規模・産業	全企業	賃金形態 <sup>1)</sup> (複数回答)								
		定額制	賃金形態 <sup>1)</sup>				出来高払い制 <sup>2)</sup>	出来高制		その他
			時間給	日給	月給	年俸制		定額制+出来高制	出来高制	
平成26年	100.0	99.2	21.7	16.2	94.0	9.5	4.6	3.1	1.8	0.4
22	100.0	99.4	23.5	18.5	94.1	13.4	5.5	3.4	2.2	0.7
1,000人以上	100.0	99.6	11.9	9.6	96.9	26.4	2.1	1.8	0.5	0.3
300～999人	100.0	99.6	18.3	13.2	96.6	21.2	3.0	2.4	0.7	0.8
100～299人	100.0	99.3	19.2	14.0	95.2	12.1	3.7	2.7	1.0	0.5
30～99人	100.0	99.1	22.9	17.3	93.3	7.3	5.1	3.3	2.1	0.3
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	99.2	23.8	32.5	99.2	10.9	5.9	5.9	-	-
建設業	100.0	100.0	10.4	32.5	98.7	8.6	4.1	2.5	1.5	-
製造業	100.0	100.0	25.6	18.6	94.5	9.0	0.4	0.3	0.1	0.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	6.7	5.2	95.1	12.1	1.5	0.4	1.1	0.5
情報通信業	100.0	99.8	13.2	4.5	90.5	26.0	0.9	0.9	-	0.9
運輸業,郵便業	100.0	96.1	22.7	28.7	90.6	5.4	24.5	15.6	11.5	0.3
卸売業,小売業	100.0	99.2	22.3	8.6	94.8	8.9	3.2	2.5	0.8	0.6
金融業,保険業	100.0	99.6	10.9	-	92.6	20.7	6.4	4.7	1.9	-
不動産業,物品賃貸業	100.0	100.0	25.0	12.7	96.8	12.7	2.4	2.4	-	-
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	99.1	12.0	5.3	85.8	24.2	2.1	2.1	-	0.9
宿泊業,飲食サービス業	100.0	99.0	23.3	6.8	93.8	7.7	3.2	2.2	1.0	-
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	99.0	20.8	11.7	94.9	8.2	9.5	5.5	4.0	-
教育,学習支援業	100.0	97.6	21.4	3.8	94.4	10.8	2.5	2.5	-	-
医療,福祉	100.0	98.7	24.5	5.5	92.6	13.2	1.2	1.2	-	0.1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	99.2	23.2	27.2	93.1	4.8	2.2	1.5	0.7	0.2

注：1) 各賃金形態には、当該形態の労働者（常用労働者のうち期間を定めずに雇われている労働者で、パートタイム労働者は除く。）が1人でもいる企業を計上している。

2) 賃金の一部が出来高給の労働者の場合、定額部分が50%以上であれば「定額制」の該当する賃金形態に、定額部分が50%未満であれば「出来高払い制」の「定額制+出来高制」としている。

#### (4) 賃金制度の改定状況

賃金制度について、平成23年から25年までの過去3年間に以下の10項目のいずれかの改定（複数回答）を行った企業割合は28.6%（前回平成22年34.6%）となっており、これを改定項目別にみると、「職務・職種などの仕事の内容に対応する賃金部分の拡大」15.0%（同17.5%）が最も高く、次いで「職務遂行能力に対応する賃金部分の拡大」14.1%（同16.9%）、「業績・成果に対応する賃金部分の拡大」13.1%（同15.0%）などとなっている（第18表）。

第18表 過去3年間の賃金制度の改定の有無、改定項目別企業割合

(単位：%)

年・企業規模・産業	全企業	改定を行った企業	改定項目（複数回答）										改定を行わなかった企業
			職務・職種などの仕事の内容に対応する賃金部分の拡大	職務遂行能力に対応する賃金部分の拡大	業績・成果に対応する賃金部分の拡大	手当を削減し基本給へ組入れ	退職給付を削減し基本給へ組入れ	基本給を抑制し、賞与を相対的に拡大	賃金表の導入	職能資格制度の改定・導入	年俸制の改定・導入	定期昇給の廃止	
平成26年	100.0	28.6	15.0	14.1	13.1	4.5	0.2	1.1	3.9	6.2	0.9	1.6	71.4
22	100.0	34.6	17.5	16.9	15.0	5.5	0.4	3.1	5.2	6.9	3.0	4.6	65.4
1,000人以上	100.0	30.3	14.1	11.2	11.2	5.6	0.1	1.3	3.9	9.8	3.3	1.0	69.7
300～999人	100.0	27.7	11.9	10.9	10.9	4.3	0.4	1.2	3.2	9.2	2.4	1.5	72.3
100～299人	100.0	26.5	13.3	13.1	12.3	4.6	0.1	1.1	4.1	7.1	1.2	0.9	73.5
30～99人	100.0	29.2	15.8	14.7	13.5	4.4	0.2	1.1	3.9	5.6	0.6	1.8	70.8
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	18.3	8.7	10.7	4.8	2.0	-	4.8	2.0	9.6	0.8	-	81.7
建設業	100.0	30.7	15.8	17.0	12.2	2.5	-	0.4	5.4	8.6	0.9	0.8	69.3
製造業	100.0	24.4	12.8	12.4	10.5	5.5	0.3	0.6	3.0	5.5	0.6	0.9	75.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	19.8	7.6	7.9	6.3	3.7	-	1.9	4.2	6.8	2.1	1.1	80.2
情報通信業	100.0	32.8	12.1	17.2	14.9	3.9	-	2.8	5.3	8.1	2.4	3.0	67.2
運輸業、郵便業	100.0	26.7	10.1	12.2	9.1	8.9	-	2.2	2.3	2.7	0.9	0.9	73.3
卸売業、小売業	100.0	29.9	15.2	12.5	14.6	3.8	-	0.4	4.3	5.5	0.7	1.8	70.1
金融業、保険業	100.0	29.9	13.1	12.8	15.4	4.0	1.0	1.4	6.3	7.0	1.1	0.6	70.1
不動産業、物品賃貸業	100.0	30.5	11.3	9.1	14.3	4.9	0.2	2.7	4.3	6.6	2.8	2.7	69.5
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	31.2	15.6	14.5	13.8	6.1	-	0.6	7.0	6.8	1.9	1.6	68.8
宿泊業、飲食サービス業	100.0	27.0	18.3	13.6	15.1	3.9	1.2	2.1	5.6	7.6	0.7	3.5	73.0
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	35.5	20.8	15.0	16.2	1.1	0.4	2.9	2.3	8.1	2.1	2.1	64.5
教育、学習支援業	100.0	32.7	15.7	16.1	19.4	2.7	-	1.7	3.8	4.0	3.1	2.7	67.3
医療、福祉	100.0	41.6	27.7	29.3	22.3	4.0	1.0	0.4	6.6	15.2	1.5	1.3	58.4
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	28.7	19.1	17.9	13.9	2.8	-	0.9	2.7	6.3	0.2	1.5	71.3